

平成 17 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
代表者名 代表取締役社長 鈴木 清 幸
(コード番号：3773 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 安 齊 哲 夫
(TEL. 03-5958-1031)

公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 17 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきましては、発行価額等が未定でありましたが、平成 17 年 6 月 6 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 発 行 価 額 | 1 株につき 金 119,000 円
(ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。) |
| 2. 発行価額中資本に組入れない額 | 1 株につき 金 59,500 円
(なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。) |
| 3. 仮 条 件 | 140,000 円 から 160,000 円 |

4. 仮条件の決定理由等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

音声認識の技術力が高いこと。

音声認識技術が電子カルテ、議会議事録向けなど様々な媒体に組み込まれ、実用化されつつあること。

マーケット拡大の可能性はあるが、今後開拓されていく分野であるため、マーケット規模の数値による予測は難しいこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 140,000 円 から 160,000 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数 普通株式 15,000 株

売出株式数 普通株式 オーバーアロットメントが行われる場合上限 2,250 株

(2) 需要の申告期間 平成 17 年 6 月 8 日(水曜日)から

平成 17 年 6 月 14 日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成 17 年 6 月 15 日(水曜日)

(発行価格及び売出価格は、発行価額以上の価額で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成 17 年 6 月 17 日(金曜日)から

平成 17 年 6 月 22 日(水曜日)まで

(5) 払込期日 平成 17 年 6 月 26 日(日曜日)

(6) 配当起算日 平成 17 年 4 月 1 日(金曜日)

(7) 株券受渡期日 平成 17 年 6 月 27 日(月曜日)

() 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集に伴い、その需要状況を勘案し、募集とは別に 2,250 株を上限としてなされる野村證券株式会社が当社株主である鈴木清幸より借入れる当社普通株式の野村證券株式会社による売出しであります。従って、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成 17 年 5 月 23 日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 17 年 7 月 26 日とする当社普通株式 2,250 株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、平成 17 年 6 月 27 日から平成 17 年 7 月 19 日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主である鈴木清幸から借入れる株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資に係る割当においては、係るシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 第三者割当増資の条件

(1) 発行価額	1 株につき	金 119,000 円
(2) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき	金 59,500 円

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。